

令和4年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年11月29日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年11月29日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第61号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第62号 | 尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第64号 | 尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について |
| 日程第 7 | 議案第65号 | 尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第66号 | 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第67号 | 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第68号 | 尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第69号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について |
| 日程第12 | 議案第70号 | 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第13 | 議案第71号 | 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第14 | 議案第72号 | 令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第15 | 議案第73号 | 令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について |
| 日程第16 | 議案第74号 | 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第75号 | 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議に |

ついて

(提案説明、審議留保)

日程第18 報告第10号 専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））

(報告、質疑、討論、採決)

日程第19 報告第11号 専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）

(報告、質疑)

○出席議員（7名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
8番	中村	レイ	議員	9番	中里	沙也加	議員
10番	仲	明	議員				

○欠席議員（2名）

5番	村田	幸隆	議員	7番	内山	左和子	議員
----	----	----	----	----	----	-----	----

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副市	長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		三鬼	基史	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課調整監		濱田	一多朗	君
政策調整課参事		西村	美克	君
総務課長		竹平	專作	君
財政課長		岩本	功	君
防災危機管理課長		尾上	廣宣	君
税務課長		仲	浩紀	君
市民サービス課長		湯浅	大紀	君

福 祉 保 健 課 長
 環 境 課 長
 商 工 觀 光 課 長
 水 産 農 林 課 長
 水 産 農 林 課 調 整 監
 建 設 課 長
 水 道 部 長
 尾 鷲 總 合 病 院 事 務 長
 尾 鷲 總 合 病 院 總 務 課 長
 教 育 長 職 務 代 理 者
 教 育 委 員 會 教 育 總 務 課 長
 教 育 委 員 會 生 涯 學 習 課 長
 教 育 委 員 會 教 育 總 務 課 學 校 教 育 担 當 調 整 監
 監 查 委 員
 監 查 委 員 事 務 局 長

山 口 修 史 君
 吉 沢 道 夫 君
 森 本 眞 明 君
 芝 山 有 朋 君
 丸 茂 亮 太 君
 塩 津 敦 史 君
 神 保 崇 君
 佐 野 憲 司 君
 高 濱 宏 之 君
 森 下 龍 美 君
 森 下 陽 之 君
 平 山 始 君
 高 田 秀 哉 君
 民 部 俊 治 君
 野 地 敬 史 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
 事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長
 議 事 ・ 調 查 係 書 記

高 芝 豊
 北 村 英 之
 宮 本 朋 実

[開会 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） これより令和4年第4回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

ここで、去る11月27日に御逝去されました三鬼和昭前議員の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思いますので、皆様、御起立の上、御協力をお願いいたします。

それでは、黙禱。

(黙禱)

議長（小川公明議員） ありがとうございます。お直りください。

三鬼和昭前議員におかれましては、8期28有余年の長きにわたり尾鷲市政の発展に御尽力をいただきました。その功績に対しまして、改めまして衷心より敬意を表したいと思います。どうか安らかにお眠りください。ありがとうございます。

なお、三鬼和昭前議員の逝去に伴い議員欠員が生じたので、公職選挙法第111条第1項の規定により、選挙管理委員長宛てに議員欠員通知書を提出しておりますので、御報告いたします。

それでは、開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） おはようございます。

開会の挨拶に先立ちまして、三鬼和昭前議員の御逝去の報に接し、御生前の御功績をしのびつつ、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

さて、議員の皆様には、大変お忙しい中、令和4年第4回定例会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本定例会には、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめとする議案15件と、報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））」をはじめとする報告2件を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（小川公明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。よって、会議は成立いたしております。本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。また、

7番、内山左和子議員は通院のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、10番、仲明議員、1番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり、本日から12月14日までの16日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月14日までの16日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から日程第17、議案第75号「三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について」までの計15議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました15議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 令和4年第4回定例会の開会に当たり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、教育長人事についてであります。

本件に関しましては、本年第5回臨時会において、その任命について不同意という大変残念な結果となりました。この結果を受け、教育関係者をはじめ、多方面の方々から御意見を聞かせていただきました。

教育長の人選につきましては、まずは、教育委員や教育現場の教職員からの人望があり、そして、教育行政に精通し、教育長としての職責を果たせる、そうい

う人材の選任について鋭意努めておりますが、大変苦慮しており、1か月半余りが経過してしまいました。市民の皆様、保護者の皆様には、本市の教育行政が停滞してしまうのではないかと御心配や御不安を抱かせてしまい、深くおわび申し上げる次第でございます。

私といたしましては、教育ビジョンの策定や学力向上施策、コロナ禍における学校教育への対応など、本市の教育行政に山積する喫緊の課題を間髪入れず解決していかなければなりません。そのためには、教育長の存在が必要不可欠であり、この空白の期間を一刻も早く解消しなければならないと考えておりますので、議員の皆様には、何とぞ御理解、御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に感染者数は増加傾向に転じており、県内においても第8波に入って以降、感染者数が急増し、今月23日には2,000人を超えている状況であります。これに加えて、病床使用率が40%を超えたことなどから、県は「感染防止行動徹底アラート」を今月25日に発出しております。

本市におきましても、連日のように感染者が確認されており、今後、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されていることから、市民の皆様におかれましては、今後の感染拡大に備え、感染対策の徹底に引き続き御理解、御協力をお願いいたします。

また、現在実施しております従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンを使用した新型コロナワクチン接種につきましては、従来株のワクチンを上回る重症化予防及び発症予防効果等が期待されております。

これまでの過去2年、いずれも年末年始に感染拡大している状況を踏まえ、希望する全ての対象者の方が速やかに接種できるよう、紀北医師会、紀北薬剤師会の御協力の下、進めてまいりました。

さらに、生後6か月から4歳以下のお子様への接種につきましても、保護者への丁寧な対応が可能である個別接種にて紀北医師会に御協力をいただき、進めてまいりました。

次に、尾鷲総合病院の診療体制についてであります。

深刻な医師不足の中、特に内科と整形外科を中心に医師確保に取り組んでおりますが、非常に厳しい状況であります。現状では、交通事故等の整形外科の救急患者に対しては、整形外科医の不足により当院で受けることが困難な事案が多く、

松阪・伊勢方面の病院への管外搬送を余儀なくされております。この問題を解消するためには、整形外科の医師確保が必要不可欠であり、現在、三重大学医学部、県への要望活動を常に実施しているとともに、全国への医師の公募も実施しております。

このような当院の切実な状況は、先月行われました知事との円卓対話で直接知事に訴えさせていただきました。また、その後に行われた県民との円卓対話におきましても当院の話題となり、尾鷲総合病院運営懇話会の皆様から当院の重要性や維持、充実についての認識が示され、特に整形外科の松阪方面への救急搬送については切実な問題として知事にお声を届けていただきました。

知事におかれましても、本市の医療事情や当院の状況を十分把握していただいたことと認識しており、対応策について前向きに検討していただけるものと感じております。

また、三重大学には、常に医師派遣要請を鋭意行っておりますが、今月16日、議長、副議長、行政常任委員会副委員長が三重大学学長、附属病院長宛てに医師不足解消への要望活動を行っていただき、大変感謝を申し上げる次第でございます。

今後も三重大学の関係各位に当院の現状を切実に訴え続けるとともに、県とも連携し、医師確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、第3次尾鷲市環境基本計画の策定についてであります。

尾鷲市環境基本条例に基づく本市の環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である尾鷲市環境基本計画につきましては、第2次計画の期間満了に伴い、現在、学識経験者、住民代表の皆様など、総勢14人で組織する尾鷲市環境審議会において新計画の素案を策定中であります。

本年に実施した環境に関する住民アンケートの結果を踏まえるとともに、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言の方針、近年の環境情勢の変化や新たな環境課題に対応するため、当審議会において議論を重ねております。

素案としてまとめましたが、行政常任委員会への報告の後、広く市民の皆様にも周知し、御意見、御提案をいただくため、来月下旬からパブリックコメントの実施を予定しております。

ちょっと失礼します。

次に、広域ごみ処理施設整備についてであります。

東紀州環境施設組合において検討中である東紀州広域ごみ処理施設整備基本計

画案につきましては、今月15日に住民説明会を開催し、参加者の皆様からの御意見をいただいたところであります。加えて、広く住民の方の御意見、御提案をいただくために、来月16日までパブリックコメントの受付を行っております。

これらを踏まえ、来年2月には、広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会から組合管理者に対して本施設整備基本計画が答申される予定であります。

次に、防災対策についてであります。

今後30年以内の発生確率が70%から80%と予測されている南海トラフ巨大地震と津波による甚大な被害を想定した三重県総合防災訓練を先月23日に実施いたしました。

本市を主会場とした訓練開催については、平成17年度以来の17年ぶりとなり、67機関、約2,000人の参加の下、紀北町、大紀町、南伊勢町とも訓練情報を共有しながら、救出、救助、物資輸送、避難所運営などの訓練に取り組みました。真剣に訓練に取り組む参加者の皆様の姿は非常に心強く感じ、また、準備段階から多くの関係機関の皆様と一緒に取り組むことにより、顔の見える関係を構築できたことも大変大きな成果であると考えております。

次に、津波避難施設についてであります。

平成27年度の津波避難タワー建設に係る計画については、場所の課題から建設には至っておりません。しかしながら、今月14日、三重県南東沖を震源とする地震が発生するなど、全国各地で頻発する地震の発生状況を鑑みると、津波避難タワーと避難施設の必要性は一層強まっているものと感じている次第であります。

本市における津波避難施設整備の取組状況につきましては、現在、近隣市町の整備状況や国の交付金事業スケジュールを把握し、建設の実現に向けた事務手続の確認を行うとともに、予定地の選定につきまして鋭意検討を進めているところであります。

次に、地域振興券発行事業についてであります。

本事業は、コロナ禍によりエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民の皆様の生活を応援するとともに、落ち込んだ市内の消費拡大を促し、市内経済の活性化を図ることを目的とし、本年度、第2弾となります尾鷲市地域振興券を先日発行したところであります。

当該振興券は、市民1人当たり5,000円を配布するものであり、額面総額にして約8,250万円規模の事業となります。活気あふれる尾鷲となるよう事

業を進めてまいりますので、市民の皆様におかれましては、ぜひ有効に御活用いただきたくお願い申し上げます。

次に、集客交流についてであります。

本市においては、市民の皆様の文化の醸成や交流人口の促進を高めるための取組を進めているところであります。今月には、秋のイベントとして、新型コロナウイルス感染症の影響により2年連続で中止を余儀なくされておりました尾鷲市民文化展、全国尾鷲節コンクール、おわせ海・山ツデーウォークを3年ぶりに開催いたしました。市内外から、今年こそはと楽しみにしておられました多くの方々に御参加、御来場いただき、大きなにぎわいとなりましたこと、大変喜ばしく思っているところであります。

これらの様々なイベントの開催に当たりましては、実行委員会、ボランティアスタッフ、各関係機関・団体の皆様に大変な御尽力をいただいております、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本年度で36回目を迎える尾鷲磯釣大会につきましては、尾鷲市観光釣協会主催の下、12月1日から来年の2月末までの期間で開催の運びとなっております。尾鷲の海では、尾鷲ならではの釣果を満喫していただく絶好の機会でございますので、振るっての御参加をお待ちしております。

いまだ全国的にコロナ禍の影響は予断を許さない状況が続いておりますが、今後におきましても、しっかりと感染対策を講じながら尾鷲の伝統的な催しを開催し、にぎわいのあるまちを目指し、取り組んでまいります。

次に、子育て支援活動についてであります。

本市においては、定住・移住促進にもつながる子育て支援の一環として、地方創生推進交付金を活用した地域人材を生かした子育てHAPPY事業の取組を進めております。

この取組の一環である子育てHAPPY DAYは、子供や子育て中の家族を応援する日として、子育て支援グループや地元事業者等の方々と連携し、地域ぐるみでイベントを開催しております。

先月23日には、絵本展示や読み聞かせなどの本読み子育てを推進する取組として、子育てHAPPY DAY、青空図書館を開催し、御家族連れなど多くの皆様にお楽しみいただきました。また、来月11日には、市内外の21事業所等の皆様に御協力をいただき、仮想のまちで多彩な仕事の体験ができるイベントとして、子育てHAPPY DAY、HAPPYワークを開催いたします。私とい

たしましては、この子育てHAPPY事業を切れ目のない事業として推進してまいります。

なお、子育て支援に関する各種取組については、市広報に毎月子育てカレンダーを掲載し、QRコードで市ホームページ、尾鷲わんぱく子育てガイドとリンクするなど、広く子育て世代の皆様にご案内しておりますことを申し添えます。

子育てHAPPY DAYの開催に当たりましては、関係団体や実行委員会、ボランティアスタッフ、市内外の事業所等の皆様に大変な御尽力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げますとともに、本市ならではの特色を生かしたイベントを通じて、子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

次に、尾鷲市二十歳のつどいについてであります。

民法改正により、本年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引下げになったことに伴い、例年開催していた成人式の名称を変更し、20歳に達した若者の門出を祝い、励まし、ふるさとへの誇りや愛着を深める機会を設けるため、第1回尾鷲市二十歳の集いを来年1月8日にせぎやまホールにて開催いたします。

開催に当たりましては、これまでの成人式と同様に、本年度に20歳になる方から二十歳の集い実行委員会を募集し、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの実行委員会を開催し、協議を重ねながら式典の内容等を決定してまいりました。

いまだ全国的にコロナ禍の影響は予断を許さない状況が続いておりますが、十分な感染対策を講じながら式典を開催してまいります。

それでは、今回提案しております議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第75号「三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について」までの15議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、国家公務員の定年引上げと同様に、令和5年4月1日に施行される地方公務員の一部を改正する法律により、地方公務員においても定年が60歳から65歳に引き上げられることになり、本市の関係条例として、第1条、尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正をはじめ、第9条、尾鷲市職員の再任用に関する条例の廃止についてまで一括して条例を整備するものであります。

次に、10ページを御覧ください。

議案第62号「尾鷲市企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対し、企業版ふるさと納税を有効活用することにより当該事業を推進するため、基金を設置するものであります。

次に、12ページの議案第63号「尾鷲市学校給食センター設置条例の制定について」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校給食の調理場の業務を一括管理する施設として尾鷲市学校給食センターを設置するものであります。

次に、14ページの議案第64号「尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について」につきましては、議案第61号と同様に、定年引上げに伴い、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員及び会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関して条例を全面的に見直し、条例の全部を改正するものであります。

次に、16ページの議案第65号「尾鷲市職員の定年等に関する条例の一部改正について」につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を年齢65歳、医療業務に従事する医師の定年を年齢70歳とし、新たに定年前再任用短時間勤務制について定めるなど、職員の定年等に関し条例の一部を改正するものであります。

次に、28ページを御覧ください。

議案第66号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、国の人事院勧告に準拠して所要の改正を行うものであり、初任給及び若年層の給料表の水準の引上げ及び賞与の支給月数を0.1月分引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、48ページを御覧ください。

議案第67号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、60歳以降の定年前に退職する場合における退職手当の基本額について附則で定めるほか、国家公務員退職手当法の改正に伴い、非常勤職員の退職手当において、常勤職員の要勤務日数が20日に満たない場合における支給要件を緩和するなど、条例の一部を改正するも

のであります。

次に、54ページを御覧ください。

議案第68号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、令和3年4月に民法等の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から施行となる民法第213条の2第3項の規定により、給水装置の新設等の申込みに当たり、民法上の当該権利に関する内容を明記するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、56ページの議案第69号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について」から60ページの議案第73号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの5議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の一般会計補正予算（第10号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算の計上額は、予算集計表の記載のとおり、一般会計で1億314万9,000円を追加、国民健康保険事業会計で1,399万4,000円、後期高齢者医療事業会計で118万9,000円をそれぞれ追加、また、病院事業会計では、歳入で4億8,984万8,000円、歳出で1,063万7,000円をそれぞれ追加、水道事業会計では、歳入で81万7,000円、歳出で1,986万5,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を20億6,859万3,000円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

14款国庫支出金4,635万3,000円の増額は、扶助費の増額による生活保護費負担金3,623万1,000円の増額、利用者の増加による障害者自立支援給付費等国庫負担金914万2,000円の増額が主なものであります。

15款県支出金495万6,000円の増額は、利用者の増加による三重県障害者自立支援給付費等負担金457万1,000円の増額が主なものであります。

16款財産収入576万円の増額は、新田市営住宅跡地の売却収入574万円の追加が主なものであります。

17款寄附金2,282万円の増額は、保健費寄附金として、1件の法人から52万円及び林業振興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から2,

230万円の御寄附を頂いたものであります。

18款繰入金230万円の減額は、充当事業費の減額による尾鷲みどりの基金繰入金の減額であります。

20款諸収入2,556万円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金1,494万7,000円の追加、人事異動に伴う派遣職員人件費540万8,000円の増額及び東紀州環境施設組合負担金前年度精算金508万4,000円の追加が主なものであります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、各款共通の人件費では、その他特別職で、教育長の退職に伴う期末手当の減額等により31万3,000円の減額、一般職では、報酬で会計年度任用職員報酬673万6,000円の減額、給料では、その他増減分として、人事異動に伴う1,484万1,000円の減額等により1,150万7,000円の減額、職員手当で給与条例改正による期末勤勉手当629万3,000円の増額等により400万8,000円の増額、共済費で掛金負担金率の変更等により450万8,000円の減額であります。

総務費では、一般管理費の総務一般管理経費でオンライン会議による出張回数が減少したこと等により燃料費45万円、有料道路通行料70万円のそれぞれの減額、庁舎管理経費で電気料金の高騰により光熱水費126万5,000円の増額するものであります。

財産管理費では、財政調整基金積立金2,297万1,000円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円のそれぞれ増額、また、防災費、コミュニティーセンター費、諸費は、それぞれ電気料金の高騰による光熱水費の増額であります。

5ページを御覧ください。

民生費では、社会福祉総務費の社会福祉一般総務費で、福祉保健センターの光熱水費175万2,000円、紀北広域連合負担金256万8,000円のそれぞれの増額、国民健康保険事業特別会計繰出金は、職員給与費等繰出金の減少等により181万1,000円の減額であります。

自立支援給付事業は、利用者の増加により就労継続支援B型事業費619万5,

000円、共同生活援助事業費914万7,000円、自立訓練給付費294万3,000円のそれぞれ増額であります。

後期高齢者医療費は、人事異動に伴う人件費の増額により後期高齢者医療事業特別会計繰出金が118万9,000円の増額、児童福祉総務費では、受給対象者数が当初の見込みを上回ったことによる多子世帯支援給付費45万6,000円の増額、また、母子福祉費は、対象者の増加による高等職業訓練促進給付金等事業補助金50万円の増額であります。

扶助費は、医療扶助費の増額等により4,615万5,000円の増額、生活保護施設事務費は、入所者数の増加による救護施設委託事務費負担金215万6,000円の増額であります。

6ページを御覧ください。

衛生費では、保健事業普及費の健康増進事業で、寄附金を活用して健康増進事業に係る消耗品を購入する経費として52万円の増額であります。

農林水産業費では、農林振興費の一般振興事業で、農地の集積、集約に係る機構集積協力金26万3,000円の追加であります。

林業振興費では、事業中止による木育推進業務委託料230万円の皆減、漁港建設費は、水産基盤ストックマネジメント事業の事業費組替えにより積算業務委託料を200万円増額し、工事請負費を200万円減額するものであります。

また、海洋深層水事業費は、光熱水費142万8,000円の増額であります。

商工費では、観光施設管理整備事業で、観光トイレ等の光熱水費24万1,000円及び夢古道の湯の設備修繕費43万1,000円のそれぞれ増額であります。

消防費では、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金720万6,000円の減額であります。

教育費では、小学校の学校管理費で、光熱水費233万9,000円の増額であります。

7ページを御覧ください。

中学校の学校管理費で、同じく光熱水費で187万2,000円の増額、中学校の学校給食事業では、尾鷲中学校への学校給食配送等業務委託料27万5,000円の追加、また、公民館管理経費は、光熱水費126万2,000円の増額であります。

8ページを御覧ください。

繰越明許費及び債務負担行為補正について説明いたします。

繰越明許につきましては、今回の補正予算で事業費の組替えを行う水産基盤ストックマネジメント事業が来年度にまたがることから、必要経費を翌年度へ繰り越すものであります。

債務負担行為補正につきましては、26件の追加で、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては表のとおりであります。

9ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、1,399万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億9,259万8,000円とするものであります。

歳入の県支出金1,580万5,000円の増額は、保険給付費の増額による普通交付金の増額、繰入金181万1,000円の減額は、職員給与費等繰入金215万6,000円の減額、国保財政安定化支援事業繰入金34万5,000円の増額により、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

歳出の総務費215万6,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額、保険給付費1,580万5,000円の増額は、療養給付費等の増加、基金積立金34万2,000円の増額は、国保財政調整基金積立金の増額によるものであります。

10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、118万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,393万9,000円とするものであります。

歳入の繰入金118万9,000円の増額は、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

歳出は、総務費118万9,000円の増額で、人事異動による人件費の増額であります。

11ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、医業外収益で新型コロナウイルス感染症対策の補助金が本年度末まで延長されたことにより、4億8,984万8,000円の増額するものであります。

支出では、医業費用1,066万の増額で、支払実績等に基づく給与費150万4,000円の減額、旅費、交通費、修繕費、負担金の実績に伴う経費1,21

6万4,000円の増額であります。

営業外費用は、納付消費税の減額により2万3,000円の減額であります。

12ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

17件の追加であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましても表のとおりであります。

CT更新事業につきましては、平成21年度に更新したCTが12年以上経過し、耐用年数を過ぎていることから、令和5年度早期の更新を目指し、本年度中に契約をするため計上するものであります。

13ページを御覧ください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が令和3年度決算値の反映により、長期前受金戻入の減額及び営業費用の増額による消費税還付金の増額により、81万7,000円の増額であります。

支出では、営業費用は、電気料金高騰による動力費などの増額により2,111万3,000円の増額、営業外費用は、消費税納付額の減額により124万8,000円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、61ページを御覧ください。

議案第74号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」につきましては、公の施設の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者を指定する施設の名称は、尾鷲市斎場。

指定管理者は、有限会社小倉装具店。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

次に、62ページの議案第75号「三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について」につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、三重県市町総合事務組合同規約第3条第1項第4号に規定する物品及び業務委託に係る入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務に、令和5年度より新たに「伊勢市」及び「松阪市」を加えるため、同法290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第61号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第75号「三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について」までの15議案について、説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第18、報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の64ページを御覧ください。

報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和4年10月18日に専決。

令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,942万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億983万7,000円とするものであります。

3ページを御覧ください。

歳入は、14款国庫支出金、2項国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金及び事務費補助金として1億7,942万9,000円の追加であります。

4ページを御覧ください。

歳出は、3款民生費、1項社会福祉費で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る経費として1億7,942万9,000円を追加するもので、

低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するための電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億7,500万円が主なものであります。

以上をもちまして、報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））」の説明とさせていただきます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第18、報告第10号「専決処分事項の承認について（令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第9号））」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（小川公明議員） 挙手全員であります。よって、報告第10号は承認されました。

次に、日程第19、報告第11号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案書66ページを御覧ください。

報告第11号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」につきましては、市内法人の敷地内において、市マイクロバスを相手方機器に接触させた自動車事故について、和解及び損害賠償の額が決定したことから、地方自治

法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上をもちまして、報告第11号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」の説明とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日11月30日から12月4日までを休会とし、5日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前10時51分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 南 靖 久